

山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例（令和5年山梨県条例第15号）に基づき、性の多様性を認め合い、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が「性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時の性と異なる者」である二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーシップにある二者が、互いにパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件等)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとする者のいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係る当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 独身証明書又は戸籍抄本（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）（日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、宣誓をしようとする者がそれぞれ本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出する時に、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて、通称名（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができる。

(県内への転入の届出)

第6条 第3条第2号に規定する者のうち、県内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 知事は、第4条の規定により宣誓をした者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓をした者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、県内への転入を予定している者には、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、受付票と引き換えに、宣誓書の写し及び受領証を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により受領証及び宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、紛失、毀損、汚損等により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損、汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。

2 前項の申請については、第4条第2項の規定を準用する。

(宣誓事項の変更の届出)

第9条 宣誓者は、住所、氏名、その他宣誓書又は受領証の記載事項に変更があった場合

(第10条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出には、第4条第2項の規定を準用する。

3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を、変更前の受領証と引き換えに、交付するものとする。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)に受領証等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、宣誓が無効とした場合、受領証の返還を求めるものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第12条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(施策の推進にあたっての配慮等)

第13条 施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市町村、事業者及び団体との連携協力に努めるものとする。

2 パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

(他の自治体との連携)

第14条 知事は、制度の趣旨に鑑み、利便性を向上するため、協定を締結するなど、県内市町村や他都道府県と連携することができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、総合県民支援局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(表面)

パートナーシップ宣誓書

私たちは、山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いをその人生のパートナーであることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

- ※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。
- ※ お預かりした個人情報は、宣誓の有無等について、利用可能な行政サービスを所管する県の担当課から確認を求められた場合や、犯罪捜査において捜査担当に開示を求められた場合以外に、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県関係での記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

交付日	年 月 日
番号	第 号

受付印

(裏面)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同制度要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍等に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。宣誓の有無等について、利用可能な行政サービスを所管する県の担当課から確認が求められた際は、回答することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな
氏 名

ふりがな
氏 名

(通 称)

(通 称)

(電話番号)

(電話番号)

(メールアドレス)

(メールアドレス)

要綱の規定	確 認 事 項		
	項 目	回 答 (該当する内容の□に「レ」を付けてください。)	
(関係性) 第2条第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係	☐ 左記に該当します。	☐ 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、成年に達していること	☐ 左記に該当します。	☐ 左記に該当しません。
(居住要件) 第3条第2号	下記のいずれかに該当すること		
	①少なくともいずれか一方が県内に住所を有している。	☐ ①に該当します。 該当者：	☐ ①に該当しません。
	②少なくともいずれか一方が県内への転入を予定している。	☐ ②に該当します。 該当者： 転入予定日：	☐ ②に該当しません。
(独身要件) 第3条第3号	現に婚姻していないこと 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと	☐ 左記に該当します。	☐ 左記に該当しません。
(近親者でない) 第3条第4号	宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。	☐ 左記に該当します。	☐ 左記に該当しません。

(様式第2号：第7条関係)

(内側)

第 号	
山梨県パートナーシップ宣誓書受領証	
山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。	
宣誓者（本 人）	宣誓者（パートナー）
_____ 様	_____ 様
令和5年11月1日	
山梨県知事 長崎 幸太郎	
このカードは、人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを山梨県として証するものです。 受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 この制度を利用する方の性の在り方（性的指向・ジェンダーアイデンティティ）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。 【特記事項】 氏名（いずれか又は双方が通称を使用している場合の戸籍等の記載氏名） (本 人) _____ (パ ー ト ナ ー) _____ 【発行】 山梨県男女共同参画・多様性推進課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 電話 (055) 223-1358 メール: danjo-tayo@pref.yamanashi.lg.jp	

(外側)

・急病や怪我等で万が一の場合、以下の者へ連絡してください。 _____ (パートナー氏名) _____ (連絡先) ・平常時及び緊急時において、1. 以下の者の面会を受けること、 2. 以下の者に対して症状説明をすること、3. 手術や必要な治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。 _____ (パートナー氏名) _____ (本人自署欄)	
---	---

備考

特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

転入予定者受付票

以下のとおり、山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称) 氏名 (通称)
連絡先	

※ 本票に山梨県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※ 期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

【お問い合わせ先】

山梨県男女共同参画・多様性推進課
電話番号：055-223-1358

受付印

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

山梨県知事 殿

____年 ____月 ____日付で交付されました、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により申請します。

再交付を希望する理由該当する理由の□に「レ」を付けてください。）

- ☐ 紛失
☐ 毀損
☐ その他 ()

申請日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

	(宣誓者)	(宣誓者)
ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

	(代筆者)	(代筆者)
ふりがな		
氏名		
住所		

※ 申請者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県関係での記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

交付日	年 ____ 月 ____ 日
番号	第 ____ 号

受付印

パートナーシップ宣誓事項変更届

山梨県知事 殿

山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったので届け出ます。

届出日 年 月 日

	(宣誓者)	(宣誓者)
氏名又は通称 ※ふりがなを 付すこと。	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
住所	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
変更理由	※該当する理由の□にチェックしてください。 ☐ 改姓・改名 ☐ 転居・転入・転出 ☐ その他 ()	
受領証の番号	第 号	

	(代筆者)	(代筆者)
ふりがな		
氏名		
住所		

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ 氏名又は通称、住所は変更があった欄についてのみ記入してください。

以下は、県関係での記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

交付日	年 月 日
番号	第 号

受付印

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証（以下、「受領証」という。）を

- ☐ 返還します。
☐ 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（該当する理由の□に「レ」を付けてください。）

- ☐ 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
☐ 双方が県内に住所を有しなくなった。
☐ 当事者の死亡
☐ 要綱第 11 条の規定により、宣誓が無効となった。

なお、受領証により行政サービスを受けていた場合で、サービスを所管する県の担当課又は市町村から返還有無について確認を求められた際は、回答することに同意します。

届出日 年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

以下は、県関係での記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	

受理日	年 月 日
番号	第 号

受付印